

コンプライアンス・受託者精神

Message



三井住友トラストグループ
執行役常務 (CCO)

高田 由紀

FD・コンプライアンス統括部統括役員 (CCO) メッセージ

当グループは、2026年度からの中期経営計画において、挑戦を通じた付加価値創造に取り組んでいます。その実現に向け、コンプライアンスを単なる牽制機能にとどめることなく、適切な支援を通じて経営の意思決定の質を高め、持続的な価値創造と安定的な企業価値向上を支える重要な経営基盤と位置付けています。

コンプライアンスを取り巻く環境は不確実性が高まっています。特殊詐欺などをはじめとする金融犯罪の巧妙化に加え、地政学リスクの常態化に伴う経済制裁の複雑化、さらには企業不祥事が後を絶たない状況です。

このような環境のもと、当グループでは、国際金融システムの一翼を担う主体として国際水準に照らして実効性あるマネー・ローンダリング等防止態勢の構築や、経済制裁への適切な対応に注力します。また、盤石なコンプライアンス基盤を確立するため、制度やルールなど態勢面の整備に加えて、受託者精神を軸に、役員・社員一人ひとりの内発的なコンプライアンス意識の醸成に取り組みます。

受託者精神は、当グループが創業以来大切にしてきた、お客さまからの信任の原点です。信託グループとしての受託者精神を根幹に据え、コンプライアンスの徹底はもとより、常にお客さまの最善の利益を考え、お客さま本位の業務運営を貫くことで、信頼され続けられるグループを目指してまいります。

Topics

グローバルな事業展開を踏まえたコンプライアンス態勢の構築

昨今の世界情勢は不透明性を増しており、グローバルな事業環境を取り巻く経済制裁措置や各種規制は、一層複雑化しています。

こうした環境のもと、当グループでは、経済制裁対応に関する専門人材の配置や知識の集約を進めるとともに、事業活動に内在するリスクの検証を行い、国際的な規制動向を踏まえた管理態勢の整備および強化に取り組んでいます。今後も、各国の規制や制裁動向に関する情報の収集・分析および社内への展開を強化し、変化を先取りした対応が可能な態勢の構築を継続していきます。

一方、国内では、特殊詐欺をはじめとする金融犯罪の手口が巧妙化しています。当グループでは、お客さま

の利便性向上を目的として、オンラインなど非対面チャネルの強化を進めていますが、サービスの多様化に伴うリスクを適切に管理することは、健全な事業運営の前提と考えています。詐欺被害の未然防止に加え、国際水準に適うアンチ・マネー・ローンダリング (AML)、テロ資金供与対策 (CFT) および拡散金融防止 (CPF) の管理態勢の整備および運用面での実効性向上に、引き続き取り組んでいきます。

当グループは、こうした取り組みを通じてコンプライアンスを強化し、社会的信頼に応えることで、健全かつ持続可能な事業基盤の構築と、お客さまが安心してサービスをご利用いただける環境の実現に努めていきます。

コンプライアンス

① 基本方針

当グループは「託された未来をひらく」という存在意義のもと、コンプライアンスを「法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守し、経営理念に掲げるステークホルダー（お客さま、社会、株主、社員）の期待に応え信頼を確立すること」と捉え、全てのス

② コンプライアンス態勢

当グループは、コンプライアンスに係る具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会が定期的に進捗状況を評価しています。グループ全体のコンプライアンス態勢を管理し、業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、当社が各社のコンプライアンス・プログラムの策定、進捗・達成状況

③ コンプライアンス意識の徹底に向けた取り組み

1 | コンプライアンス意識の浸透への取り組み

当グループでは、コンプライアンス意識の浸透に向けた取り組みを強化しています。eラーニング研修、ディスカッション型勉強会等の研修資料の共有のほか、グループ会社では各業務・商品の特性等に応じた研修・勉強会の実施、個別テーマに関するeラーニング研修の実施等を通じてコンプライアンス意識の向上を図っています。三井住友信託銀行では2025年度より、コンプライアンス担当者から店部所属員に向けて、自身の経験等を踏まえたメッセージを自らの言葉で発信し、コンプライアンス意識の継続的な浸透に取り組んでいます。

テークホルダーのWell-being向上に貢献することを目指しています。行動規範に「法令等の厳格な遵守」を掲げ、取締役会が定める「コンプライアンス規程」に、グループの基本方針、役員・社員等が遵守すべき基準、コンプライアンス実現に向けた組織体制等を定めています。

の指導・監督を行っています。また、当グループのコンプライアンスについては、CCOが統括して取締役会へ定期報告しています。2025年4月には、コンプライアンス統括部署とお客さま本位の業務運営の専門部署を統合し、法令等の遵守はもとより、受託者精神に基づく自己規律をもった考え、判断、行動の浸透・体现を推進しています。

2 | コンプライアンス違反発生時の対応

当グループでは、違法行為や不適切な行為を発見した場合の対処方法などを示した「コンプライアンス・マニュアル」の遵守を役員・社員等に徹底し、違法行為等の発見時は、コンプライアンス担当者を通じたFD・コンプライアンス統括部への報告を義務付けています。同部は報告を受け、発生部署とともに事態調査、お客さま対応、社内・当局宛報告、対外公表の必要性判断など、解決に向けた対応の指導・助言、再発（未然）防止策等の適切性の検証や、事故の発生抑止・削減および事務品質等の向上に向けた報告・管理態勢を整備します。

ホットライン制度

当グループでは、役員・社員がFD・コンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に法令違反行為等を直接通報できる制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護を徹底するほか、24時間365日匿名で通報可能なWebシステムなどの簡易な通報手段も整備しています。また、不適切な会計処理などについて通報可能な会計ホットラインも設置しています。

海外拠点における不正防止の強化および広く声を上げる文

化の醸成を図ることを目的として、「グローバル・コンプライアンス・ホットライン」を2025年度に導入し、当グループの東京本社から各海外拠点に対して周知しました。海外拠点から多言語で、当グループの東京本社に対し、内部通報が可能となっています。



内部通報の実績（件数）
https://www.smtg.jp/-/media/tg/sustainability/report/2024/esg_databook.pdf



④ 金融犯罪等防止への取り組み

当グループでは、「マネー・ローンダリング等防止※」に関する法令等遵守方針」を公表し、金融サービスの不正利用を防止するため、海外拠点を含むグループ各社の定期的なリスク評価、リスクに応じた低減措置等の態勢整備状況の監督、高度化の指導等、継続的な態勢高度化を行っています。

反社会的勢力との取引防止の観点では、各種商品・

※当グループではマネー・ローンダリング等防止を、下記①～③に係る金融サービスの不正利用を防止することと称しています。

- ①マネー・ローンダリング：犯罪など不正・不法活動によって得られた資金を、捜査機関による発見・検挙を逃れて獲得する行為
 - ②テロ資金供与：テロ行為の実行資金、テロ組織の活動資金等のため、資金や場所等を収集・提供等して支援する行為
 - ③拡散金融：大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金または金融サービスの提供をする行為
- なおマネー・ローンダリング等防止・反社会的勢力排除に係るより詳細な取り組みについては、別途発行しているサステナビリティレポートをご参照ください。

⑤ コンダクトリスク管理の取り組み

当グループでは、グループ各社における役員・社員の行動が、職業倫理に反していることやステークホルダーの期待と信頼に応えていないことにより、当グループ・お客さま・市場・金融インフラ・社会および職場環境に対し悪影響を与えるリスクをコンダクトリスクとして認識しています。

現在は、コンダクトリスクを含む一部の取引において、具体的な実務フローに基づき検証する対応を行うなど、コンダクトリスク管理の高度化を図っています。

また、グループ各社の役員・社員が、当グループの大切な価値観を具体的な行動に移すための指針として「私たちの行動指針」を策定しています。同指針では、グルー

サービス等への暴力団排除条項を導入するほか、取引開始後に反社会的勢力であることが判明した場合は、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、取引解消に向けた対応を行っています。

また、当グループが提供する金融サービスを利用した金融犯罪への断固たる対応や、複雑化する経済制裁措置を確実に実施するための態勢を構築しています。

グループ各社の役員・社員が日常の業務の中で判断に迷った際、適切な行動をするために必要な考え方を記載しています。特に適切な行動として、ルールを守ることだけでなく、誠実さ・高潔さ（インテグリティ）を持った行動が必要と考え、適時適切に指針を改定・浸透させています。2025年度は、インテグリティをテーマとしたコンプライアンス・ディスカッションを実施しました。加えて、当グループではより良い職場づくりを目指して、3up（Listen up/Follow up/Speak up）※の浸透・実践に取り組んでいます。

※Listen up：上司や同僚は周りの声を積極的に聴く
Follow up：改善に向けてともに行動する
Speak up：おかしいと感じることがあれば、声を上げる



SUMITOMO MITSUI TRUST GROUP

私たちの行動指針 - Our Standards of Conduct -



三井住友トラストグループのホームページでご覧いただけます。
https://www.smtg.jp/about_us/management/standard

⑥ 不祥事案の発生を踏まえた今後の取り組み

2024年10月に判明した三井住友信託銀行の元社員によるインサイダー取引について、当社に独立社外取締役や外部弁護士によって構成される調査委員会を設置し、2025年5月には、調査内容、発生原因の究明と分析、再発防止策の提言を含む調査報告書を公表しました。

調査報告書を踏まえ、三井住友信託銀行では、役員・社員教育の再徹底、不正を思い止まらせるための牽制的施策の強化、インサイダー情報の管理徹底等の再発

防止の取り組みを進めています。

引き続き、お客さまや株主をはじめとする関係者の皆さま、社会からの信頼回復に向け、全力をあげて取り組んでまいります。



本件に関する詳細は、以下のリリースをご覧ください。
<https://www.smtg.jp/-/media/tg/news2/2025/250501.pdf>

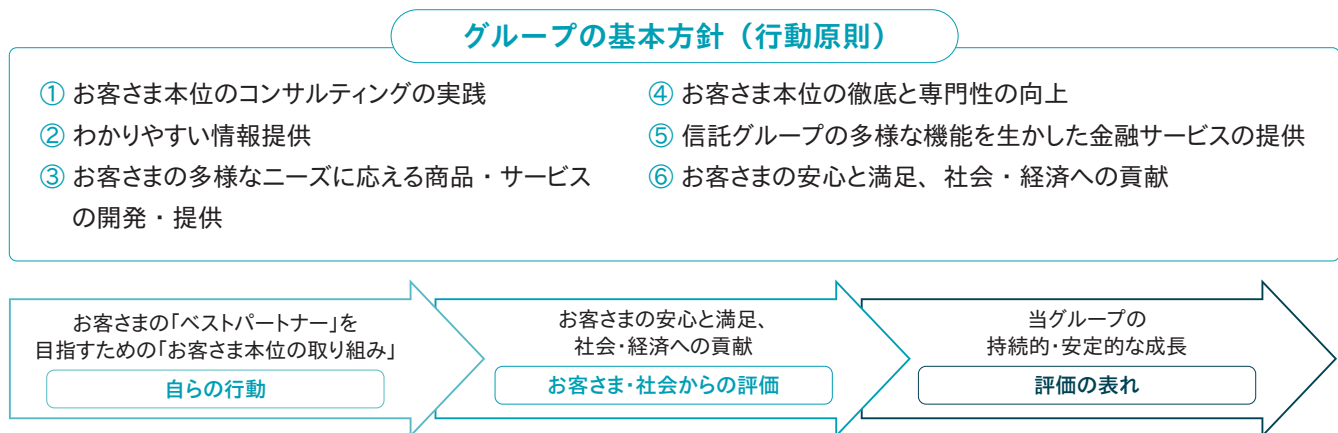


受託者精神（お客さま本位の取り組み）

① 基本方針

当グループは、創業以来、お客さまから信じて託された想いを実現することに力を注いできました。お客さま本位の業務運営を徹底することで、お客さまに最大の価値を提供する「ベストパートナー」でありたいと考えています。

また、グループ共通の指針として「三井住友トラストグループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を公表し、定められた6つの行動原則を社員一人ひとりが遵守・実践しています。



② 利益相反管理

当グループ各社およびその関係者で多様なサービスを提供するにあたって、お客さまの利益を不当に害することのないよう「利益相反管理方針（概要）」を公表し、あらかじめ利益相反の恐れのある取引を特定・類型化の上、適切に管理しています。また、営業部門から独立したFD・コンプライアンス統括部が、利益相反管理統括部署として、グループ全体の利益相反管理の有効性を定

期的に検証し、その結果を取締役会などに報告することで、継続的に必要な改善・指導が実施される態勢を整備しています。

さらに、利益相反管理態勢の実効性向上を図るため、取締役会の諮問機関として外部有識者を中心とした利益相反管理委員会を設置し、グループの利益相反管理態勢の妥当性の検証を受けています。

● お客さま本位の業務運営・利益相反管理態勢



③ お客さまの最善の利益を追求する態勢

当グループでは、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に「プロダクトガバナンスに関する補充原則」が策定されたことを踏まえ、2025年1月、当グループの取組方針において、プロダクトガバナンスに関する方針を示しました。また、各社の取り組みの実効性について、グループ横断の協議会にて検証を行う態勢を整備しています。

グループの資産運用会社では、プロダクトガバナンスに関する方針を公表し、商品の組成にあたっては、想定するお客さま層の特定や、期待リターンに見合ったコスト水準などを検証する態勢を構築しています。

また、グループの販売会社では、商品の導入にあたって、想定するお客さま層の明確化やリスク・リターン・コストの合理性などを検証しています。また、導入した後においても、投資の判断材料となるリスク・リターン・コスト分析を実施するとともに、類似商品との比較を交えたわかりやすい説明や、お客さまの資産状況や取引経験などを踏まえた商品の提供に取り組んでいます。

●プロダクトガバナンスの態勢



④ お客さま満足向上につながる仕組み

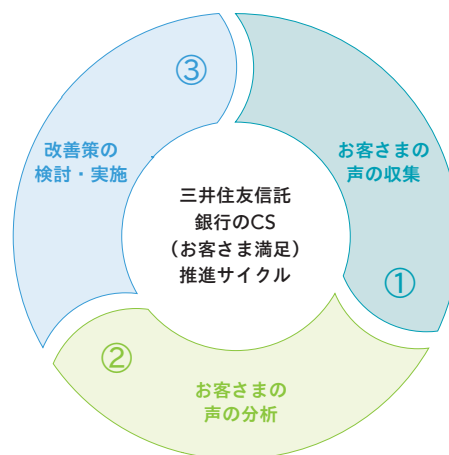
三井住友信託銀行では、①全国の営業店部やコールセンター、ウェブサイト寄せられる「お客さまの声」など、数多くの貴重なご意見・ご要望を頂戴しています。②それらのお客さまの声を“見える化”し、“気づき”につなげることで、お客さまの真のニーズにお応えしていけるよう、努めています。

さらに、③お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店部および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行ったうえで、必要な改善策を検討し、より良い商品・サービスの提供に努めています。

また、当グループは、常にお客さまや社会から信頼され、共に成長し続けることを目指していくため、2019年6月に策定した「消費者志向自主宣言」※に基づき、お客さまの声に基づく改善内容などを「お客さま志向経営の取り組み」としてまとめ、毎年公表しています。

※消費者志向自主宣言とは消費者庁などが事業者へ呼びかける、消費者志向経営（「消費者」と「共創・協働」して「社会価値」を向上させる経営）への取り組みに関する宣言

●お客さま満足推進サイクル



2025年度のお客さまの「ベストパートナー」を目指すための取り組みの実施状況と成果指標（KPI）については、こちらをご覧ください。
https://www.smtg.jp/-/media/tg/about_us/management/customer/fiduciaryduty/pdf/fiduciaryduty_kpi_status.pdf

